

# 土砂災害防止法に関する情報提供について

財団法人砂防フロンティア整備推進機構

内山均志

千葉幹

## 1. 背景

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、土砂災害防止法という)が制定されてから5年が経つ。現在のところ、土砂災害防止法に関する住民への情報提供は、基礎調査を行う区域の住民を対象とした説明会や文書の回覧のほか、市の広報誌、都道府県のホームページなどの手段によっている。また、宅地の購入などにより今後土砂災害のおそれがある区域に居住しうる不特定多数を対象としても実施されている。ここでは、土砂災害防止法に関する情報提供のあり方について、各都道府県のホームページ上の情報と当機構が収集した土砂災害防止法に関する質問から考察する。

## 2. 現状

### 2.1 ホームページによる情報提供について

各都道府県のホームページ上で、土砂災害防止法に関する情報がどの程度提供されているのか調べた。以下のとおり、情報の量に応じて3つに区分し、それぞれ該当する都道府県数を数えた。(平成17年2月中旬~3月上旬時点での状況を示す。)

情報量少：土砂災害防止法に関する情報が全く提供されていない。(10県)

情報量中：土砂災害防止法の概要が提供されている。(24県)

情報量多：土砂災害防止法の概要に加えて、実際の作業状況や指定方針が提供されている。(13県)

全く情報提供していない都道府県が10県あることや半年近く内容が更新されていない県が少なからずあることは特筆すべきである。一方、土砂災害警戒区域等は未指定でありながら、基礎調査を実施中であることや、今後の指定に向けた作業の進め方などを公開している県が、「情報量多」の13県のうち8県見られた。ただし、「情報量多」における作業状況の説明は、ほとんどが「基礎調査を実施中」や「基礎調査に必要な事項を検討中」といった程度であった。

今後さらなるホームページの内容の充実が望まれるところであるが、IT機器に馴染まない世代への情報提供のあり方にも知恵を絞る必要がある。

### 2.2 土砂災害防止法に関する質問について

当機構では、土砂災害防止法に関連する業務を多数受託しており、国や都道府県、市町村などの関連部署のほか、地域住民から質問を受けることも多い。これまでに集まった質問(総数370件)を項目別に分類したところ、図2のようになった。

#### 分類結果

- 最も多い基礎調査に関する質問の内訳は、計155問中、土砂災害特別警戒区域の設定に関する質問が48問、施設調査に関する質問が24問であり、以下、土砂災害警戒区域の設定、調査対象箇所抽出、社会条件調査他と続く。
- 基礎調査に分類される質問を土砂災害現象ごとにみると、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りのいずれも土砂災害特別警戒区域の設定に関する質問が最も多いほか、急傾斜地の

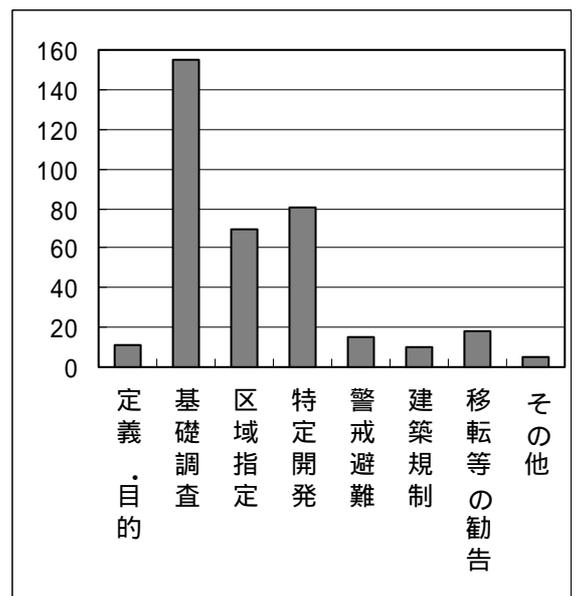


図2 項目別にみた質問数

崩壊に関しては、施設調査に関する質問がそれに並ぶ。

- ・ 区域指定に関しては指定基準に関する質問が、また特定開発に関しては技術的基準に関する質問が多い。主な質問内容を表 - 1 に整理した。
- ・ 現在のところ、技術的な基準や手続き方法に関する質問が多いが、各都道府県で作成しているマニュアルなどが完成し、基礎調査が進められるようになれば解決される質問が多いと考えられる。
- ・ 法律や政省令で定められた数値等に関する質問（区域区分の考え方、地滑りの外力が 30 分後を対象とする理由など）も多く、これに対しては、より丁寧な解説が必要と思われる。

表 1 主な質問内容

	都道府県からの質問	住民からの質問
基礎調査	急傾斜地や地滑りの既存対策施設の評価方法、人工構造物や樹木の取扱、設定条件（土石流の基準地点や流出土砂量、地滑り下端ど）	調査のスケジュール、基礎調査の対象外となる理由、地滑りによって建築物に作用する力の考え方がよく分からない
区域指定	イエロゾーンの指定にあたりレッドゾーンを指定しないことがありえるか、レッドゾーンを解除するときにイエロゾーンの解除せずに残しておくことは可能か、どれくらいの精度で区域を再現できるようにすればよいか、	指定によってイメージの低下や過疎などデメリットはないか、指定の優先順位に住民意見は活かされるのか、50 k N/m <sup>2</sup> の力とはどの程度の大きさか、なぜ指定するのか（過去に被害が及ばなかった土地、県などが開発を許可した造成地など）、区域区分の考え方、レッドゾーンに指定されたとき要望すればハード対策をやってもらえるのか
特定開発	対策施設の技術基準は既存の公共施設と同等のものか、維持管理を条件とした開発計画は認められるか	県などが開発を許可した造成地でも区域指定がなされるのか
警戒避難		何を基準にどこへどう逃げればよいのか分からない、区域指定が遅れると警戒避難体制の整備も遅れるのではないか
規制 建築		どの程度の補強が必要か
の 移 転 勧 告 等	土地の斡旋や資金の確保等はどの程度まで行えばよいのか	どのような場合に移転勧告が出されるのか、レッドゾーン内は勧告対象と考えてよいか

\* 表中、「レッドゾーン」は土砂災害特別警戒区域、「イエロゾーン」は土砂災害警戒区域を指す。

### 3. まとめ

- ・ 土砂災害防止法は、土砂災害のおそれのある土地での開発、建築行為を抑制する目的もあるため、必要な場合にすぐ参照できるよう、一時的に目を通すことが多い広報誌だけでなく、ホームページをもっと充実させることが必要ではないか。更新が容易という利点を生かして、建築物の改築等を予定している人にとって重要な情報である、いつどのあたりで調査や指定を進めるのかなどの情報も充実させるべきである。
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の住民に対しては、説明会などを通じて、個別の箇所ごとの指定理由や地形条件に応じた避難方法を周知するほか、具体的な建築工法による対策の事例や、必要がある区域では移転のプランなどを挙げ、より安全となるような行動をとりやすいよう、選択の幅を広げる工夫が必要である。